

## 国民年金保険料の前納割引 制度について

### 保険料の前納制度とは

国民年金には一定期間の保険料をあらかじめ納付できる、保険料の前納制度があります。

この前納制度には、現金支払いによる前納と口座振替による前納、さらに口座振替の早割があります。

### 現金払いの前納

保険料の前納は、1年または半年間を単位として支払いますが、現金支払いの前納の場合、任意の月からその年度末の3月分までの保険料を前納することもできます。

令和元年度分の1年間の保険料を現金払いで毎月納付すると、16,410円×12か月＝196,920円になります。これを現金払いで1年度分前納すると、193,420円となり、3,500円の割引となります。

また、6か月分の保険料を現金払いで前納すると、98,460円が97,660円となり、800円の割引となります。

さらに、2年度分（令和元年度および令和2年度分）の保険料を現金払いで前納すると、2年度分の保険料額395,400円（令和元年度保険料196,920円＋令和2年度分保険料198,480円）が380,880円となり、14,520円の割引となります。

引となります。

### 口座振替による前納

口座振替による保険料の前納は、次の5種類から自由に選んでお申し込みいただくことができます。

- ① 2年前納
- ② 1年前納
- ③ 6か月前納
- ④ 当月末振替（早割） 本来の納付期限よりも1か月早く口座から振替します。
- ⑤ 翌月末振替 ※保険料の割引はありません。

口座振替で1年度分の保険料を前納すると、現金支払いでの前納の場合よりさらに割引され、1年度分の保険料は192,790円となり、4,130円の割引となります。

また、6か月分の保険料を口座振替で前納すると、保険料は97,340円となり、1,120円の割引となります。

さらに、2年前納で2年度分の保険料を前納していただくと、379,640円となり、15,760円の割引となります。

ただし、口座振替による保険料の前納のうち、1年前納および4月から9月分の6か月前納の申し込みの締切は、2月末までとなっています。また、10月から翌年3月分の6か月前納の申し込みの締切は、8月末までとなっていますので、ご注意ください。

### 口座振替の早割

保険料の前納には、現金払いによる前納と口座振替による前納のほかに、口座振替の早割があります。

通常の口座振替の場合には、毎月の保険料は翌月末の引き落としになりますが、口座振替の早割の場合には、毎月の保険料が当月中に引き落としされ、月額50円、年間で600円の割引となります。

口座振替の早割は、随時受け付けています。従来の口座振替から早割制度に変更される場合は、改めて申し込みが必要となりますので、ご注意ください。

### 問い合わせ

保険年金課 ③番窓口  
☎45・3111（内線113）  
大垣年金事務所  
☎0584・78・5166

## 予防接種の受け忘れがないか確認を！

### ●麻しん風しん予防接種第2期

#### 【対象者】

平成25年4月2日から平成26年4月1日生まれの方（いわゆる年長児の子）接種期限は令和2年3月31日までですが、できるだけ早い時期に接種されることをお勧めします。

### ●ジフテリアおよび

### 破傷風予防接種第2期

#### 【対象者】

平成19年4月2日から平成20年4月1日生まれのお子さん（小学校6年生）の接種期限は13歳になる前日までですが、小学校6年生の間に接種されることをお勧めします。

### ●日本脳炎

平成17年からの積極的勧奨の差し控えにより日本脳炎の定期予防接種を受ける機会を逃した平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満まで定期での予防接種が可能となっています。

今年度は、15～16歳になられる方（平成15年4月2日～平成17年4月1日生まれ）について、第2期接種を積極的に勧奨します。積極的勧奨対象者には、5月上旬に案内を発送しました。

母子健康手帳で接種歴をご確認いただき、合計4回（第1期初回2回、第1期追加1回、第2期1回）の接種が済んでいない方は、未接種分の予診票を発行しますので、必ず母子健康手帳をご持参のうえ保健センターまでお越しください。

まだ接種を受けていない場合は、1週間前までに医療機関に予約し、お子さんの体調のよいときに必ず保護者同伴で接種を受けてください。ご不明な点は、池田町保健センターへお尋ねください。

### 問い合わせ

保健センター ☎45・3191